

◎公共工事の品質確保の促進に関する

法律の一部を改正する法律

(平成二六年六月四日法律第五六号) (参)

一、提案理由(平成二六年四月四日・参議院本会議)

○藤本祐司君

.....(略).....

次に、公共工事品質確保法改正案につきまして、委員会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。建設投資の減少によりダンピング受注などが生じ、地域の建設企業の疲弊、下請企業へのしわ寄せ、就労環境の悪化に伴う若年入職者の減少といった深刻な問題が発生し、公共工事の品質の確保に大きな懸念が生じています。

本法律案は、これらの課題に対応するため、所要の改正を行うおととするもので、その主な内容は次のとおりです。

第一に、目的規定に、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成確保の促進を明記するとともに、将来の公共工事の品質確保の促進を図ることを規定することとしています。

第二に、発注者の責務として、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成確保に配慮しつつ、予定価格の適正な設定、不調不落による再度入札等の場合の速やかな契約の締結、ダンピング受注防止のための措置の実施等に取り組むべきこととしています。

第三に、発注者は、段階的選抜方式、技術提案交渉方式など多様な入札契約方法の中から適切な方法を選択することができることとしています。

以上が本法律案の提案の趣旨及び主な内容です。

なお、本法律案は、国土交通委員会において全会一致をもって起草、提出したものです。

何とぞ、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二六年五月二九日)

○梶山弘志君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理

念、発注者の責務等として、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保、ダンピング受注の防止等を定めるとともに、多様な入札及び契約の方法等について定めようとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る四月四日本委員会に付託され、五月二十七日、藤本参議院国土交通委員長から提案理由の説明を聴取し、直ちに採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年五月二七日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 発注者の予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げが行われないよう、関係機関にその趣旨を徹底すること。

二 公共工事の入札不調等の発生増加に鑑み、予定価格と実

勢価格の乖離の対策として、本法に基づく見積徴収方式が発注者において活用されるよう促進するとともに、見積価格の妥当性を適切に確認し、適正な予定価格の設定を図ること。

三 多様な入札及び契約の方法の導入に当たっては、談合などの弊害が生ずることのないよう、その防止について十分配慮するとともに、入札契約における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずること。

四 段階的選抜方式の実施に当たっては、恣意的な選抜が行われることのないよう、案件ごとに事前明示された基準にのっとり、透明性をもって選抜を行うこと等その運用について十分な配慮を行うこと。

五 発注者を含む関係者が連携し、公共工事の受注者が、適正な額の請負代金での下請契約の締結、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者、技能労働者等の育成及び確保、これらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めるよう適切な措置が講じられること。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。